【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年３月29日
【会社名】	サトーホールディングス株式会社
【英訳名】	SATO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長　松山 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目７番１号
【電話番号】	03－6665－0600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括　櫛田 晃裕
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目７番１号
【電話番号】	03－6665－0600（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括　櫛田 晃裕
【縦覧に供する場所】	サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ （埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年３月28日開催の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成24年３月28日付で金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第１号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役執行役員社長又は代理人が当社取締役会の授権に基づき投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、2012年３月28日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（後略）

（訂正後）

（前略）

(2) 転換価額は、当初、1,464円とする。

（後略）

以 上